様式第25（第40条関係）

特別小売供給条件届出書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

平成26年改正法附則第25条第１項の規定により、別紙のとおり供給条件を定めたので届け出ます。

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第26（第40条関係）

特別小売供給条件変更届出書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

平成26年改正法附則第25条第１項の規定により、次のとおり供給条件を変更したいので届け出ます。

変　更　の　内　容	
実　施　期　日	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第27（第41条関係）

表面

第　　号

電気事業法等の一部を改正する法律
附則第25条の３の規定による立入検査証

職　名

氏　名

写真　押出スタンプ

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発行者　　印

裏面

電気事業法等の一部を改正する法律附則抜すい

第25条の３　経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、附則第23条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし登録特定送配電事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第30条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

六　附則第25条の３第１項又は第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定に基づき、危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第百四十三条」を「―第百四十三条の二」に、「第百九十三条」を「第百九十三条の二」に、「第二百十七条」を「第二百十七条の二」に、「第二百五十五条」を「第二百五十五条の二」に改める。

第三十八条第一項中「次条第二項及び第三十九条第二項において」を「以下」に改める。

第七十五条中「の各号」を削り、同条第二号イ中「前条第八号ロ」を「前条第七号ロ」に改める。

第百四十三条第三号ニ中「開口から」を「排気口から」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ　貨物ポンプ室及び貨物圧縮機室の開口（排気口を除く。）から一・五メートル以内にある開放されⅰた甲板上の場所及びⅱ半閉囲場所

第百四十三条第三号チ中「ト」を「リ」に改め、同号チを同号ヌとし、同号トを同号リとし、同号ヘ中「貨物」を「（液化ガス物質である貨物（以下この節において「貨物」という。）」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　排気用の通風筒の開口から六メートル以内にある開放された甲板上の場所及び半閉囲場所並びにこれらの上方の場所

ト　貨物格納設備に隣接する場所

第百四十三条第三号に次のように加える。

ル　その船舶の所在地を管轄する地方運輸局長がガスが滞留するおそれがあると認める区域又は場所

第百四十三条第八号を削り、第二編第三章第二節第一款中同条の次に次の一条を加える。

（危険物取扱規程の承認）

第百四十三条の二　液化ガスばら積船の船舶所有者は、第五条の八第一項の規定により危険物取扱規程を作成し、当該船舶の船長に供与する場合には、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長又は船級協会（船舶安全法第八条の船舶の船長に供与されるものに限る。以下同じ。）の承認を受けなければ船級ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第百四十四条中「特定機関区域」の下に「（船舶防火構造規則第二条第十九号の特定機関区域をいう。以下同じ。）」を加える。